

基本的な状況認識と対応の方向性

1. トランプ関税で国際的な不確実性が高まる中、米国の即時償却制度の創設やドイツの法人税率引下げなど税制インセンティブの強化が打ち出され、投資の困り込み競争が激化。
2. こうした中、我が国として2040年度国内投資額200兆円の実現に向け、設備投資や研究開発投資などの国内投資を強力に後押しし、企業による賃上げを徹底させていく。また、自動車取得時の課税(環境性能割)を廃止し、国内自動車市場の活性化などを通じた国内産業基盤の維持・強化を図る。
3. その際、税制においても、複数年にわたる投資の予見可能性を一層高めるとともに、税制改正による投資・企業収益の拡大等を通じ、将来的な税収増につなげていく。

1. 熾烈化する国際環境における国内投資促進及び産業基盤整備

① 大胆な投資促進税制の創設

- 高付加価値で大胆な国内投資を促進すべく、原則全ての業種を対象に、投資利益率15%以上かつ投資下限額35億円（中小企業等等は5億円）以上の投資計画に含まれる対象設備（機械装置、器具備品、工具、建物、構築物、建物附属設備、ソフトウェア）に対し、即時償却または税額控除7%（建物、建物附属設備及び構築物は4%）を予見可能性のある長期間（計画提出期間3年、措置期間最大5年）措置する。また、予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応する事業者については、繰越税額控除（3年間）を可能とする。

② 研究開発税制の拡充・延長等

- 中長期的に企業の研究開発投資の増加を促し、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するため、AI・量子・バイオ等の我が国の戦略技術領域について、①事業者自らの研究開発を促進する「戦略技術領域型(控除率40%)」、②そのうち、特に高い研究力等を持つ研究拠点とのオープンイノベーションを促進する「大学拠点等強化類型(控除率50%)」を創設するとともに、③「戦略技術領域型」（「大学拠点等強化類型」を含む）に対する「繰越税額控除制度(3年間)」を創設する。また、研究開発投資をより促し、足元の物価上昇への対応なども含めた見直しを行った上で、時限措置の適用期限を3年間延長する。

③ 車体課税の抜本的見直し

- 米国関税措置の自動車産業への影響を緩和し、国内市場の活性化を図るとともに、取得時における負担を軽減、簡素化するため、環境性能割は令和8年3月31日をもって廃止。
- 自動車税及び軽自動車税については、重量及び環境性能に応じた税負担の仕組み等について令和9年度税制改正で結論を得る。（EV・FCVについて、重量を基準として課税）。
- エコカー減税は、燃費基準の達成度を引き上げた上で、2年間延長。令和9年5月の引上げ時は、激変緩和措置を講じる。
- 利用段階の動力源間の公平性を早期に実現する観点から、技術面・執行面においてより公平な課税・徴収が可能となるまでの間、EV、PHEVについて、重量に応じた一定の負担を求める。具体的な税率は、令和9年度税制改正で結論を得る。

④ 賃上げ促進税制の見直し

- 賃上げの潮目の変化に貢献してきた本税制について、物価高を上回る安定した賃上げの定着に向け、足元の賃上げ状況を踏まえ、メリハリ付けを行う（大企業向け措置は令和7年度末で終了、中堅企業向け措置は賃上げ基準を見直し）。
- 防衛的賃上げを迫られる中小企業については、物価高を上回る安定的な賃上げの定着に向け、現行制度を維持する。

⑤ 産業用地整備促進税制の創設

- 2040年度200兆円の国内投資目標の達成に向け、自治体と連携した民間開発事業者による産業用地整備において、土地等の譲渡所得にかかる所得税等の軽減（譲渡所得2,000万円以下の部分の適用税率を20%→14%）措置を創設する。

⑥ カーボンニュートラル投資促進税制の拡充・延長等

- 企業の脱炭素投資を後押しするため、生産工程を効率化するなど炭素生産性を向上させる設備の導入時に活用可能な本税制について、大企業がサプライチェーン上の中小企業に対して、排出量削減に資する取組支援をした場合の要件緩和を含め一部見直した上で、適用期限を2年間延長する。

⑦ パーシャルスピノフ税制の見直し

- 分離・独立前の親会社に一部株式持分を残す組織再編（パーシャルスピノフ）について、従来はスタートアップ創出の場合に限り特例措置を認められていたところ、事業ポートフォリオの組替えも促進すべく、その適用要件を見直すとともに、恒久措置とする。

2. 我が国の科学技術の発展に資する研究開発・イノベーション投資の促進

① 研究開発税制の拡充・延長等【再掲】

② 中小企業技術基盤強化税制の拡充・延長等

- より多くの中小企業における研究開発投資を一層後押しする観点から、「繰越税額控除制度(3年間)」の創設を行うとともに本税制の時限措置の適用期限を3年間延長する。

③ オープンイノベーション促進税制の拡充・延長等

- 事業会社とスタートアップの協業の更なる促進やスタートアップの出口戦略の多様化を後押しする観点から、M&A型について、マイノリティ取引(3年以内に議決権の過半数を超えることが見込まれる、50%以下の発行済株式の取得)を対象化する。また、吸収合併時には、一括での益金算入から5年間の均等額の取り崩しに見直す。その上で、本税制の適用下限額を引き上げ、適用期限を2年間延長する。

④ 外国組合員に対する課税の特例の見直し

- 海外投資家が、日本に無限責任組合員(GP)がいるファンドに有限責任組合員(LP)として出資する際、一定の要件を満たす場合は、ファンドを通じて得た国内源泉所得に対して非課税とする措置について、ファンドに対する持分割合の上限引き上げ(25%未満→50%未満)を含めその要件の見直しを行う。

大胆な設備投資に向けた税制を創設

2030年度に135兆円、2040年度に200兆円の新たな官民国内投資目標の実現に向け、事業者の大胆かつ戦略的な国内投資に対するインセンティブを強化し、予見可能性の高い措置を講じることで、投資と賃上げの好循環の確立を目指します。

建物を含めた即時償却や税額控除（最大7%）を認める設備投資税制を創設します

POINT !

1 企業規模や業種※問わず幅広い事業者が対象

※貸付の用に供する場合など一部業種は対象外

2 即時償却または税額控除（最大7%）を措置

3 令和10年度末までに確認を受けた設備投資計画について、確認から5年間に取得・事業供用する設備が対象

対象設備

下記要件を満たす設備投資計画のうち、**経済産業大臣の確認を受けたもの**。 ※以下の要件は、あくまでも例示のため、詳細は経済産業省HP等での公表をお待ちください。

対象設備	機械装置、器具備品、工具、建物、構築物、建物附属設備、ソフトウェアのうち、一定のもの 加えて、以下の点を満たす必要がある 生産等設備を構成するもの、中古資産でないこと
対象投資計画	・投資下限額：35億円以上（中小企業者等については5億円以上） ・ROI水準：投資利益率が年平均15%以上 等
その他	・設備投資計画について、取締役会など適切な機関の意思決定に基づくもの ・本設備導入計画が、適用法人の設備投資を増加させるものであること 等

※本内容は与党大綱の決定を踏まえたものであり、次期通常国会での税制改正関連法が成立した後に制度の適用を開始予定。

措置内容

事業者の判断で設備ごとに即時償却と税額控除のいずれかを選択適用が可能

- ・ **即時償却または税額控除7%（建物、建物附属設備及び構築物は税額控除4%）**
 - 控除上限：法人税額の20%
- ・ **事業環境の急激な変化による影響への対応（繰越税額控除）**
 - 予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応するための計画について、法律に基づく認定を受けた事業者について、繰越税額控除（3年間）が可能。

適用期間

事業者の大胆な設備投資を後押しするため、取得や事業供与まで長期間の時間を要する設備投資であっても、対象となるよう長い適用期間を設定

令和11年3月31日までの間に設備投資計画につき法律に基づく確認を受けた者が、その**確認を受けた日から5年を経過する日までの間に取得等をし、事業の用に供した設備等を対象**。

留意事項

他の設備投資税制の適用：本措置の適用を受ける場合、投資計画期間中は、中小企業経営強化税制、地域未来投資促進税制、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制は適用しない。

租税特別措置の不適用措置：大企業については、対前年度の所得を上回る事業年度において、次のいずれかに該当する場合、本制度（繰越税額控除を除く）を適用しない。

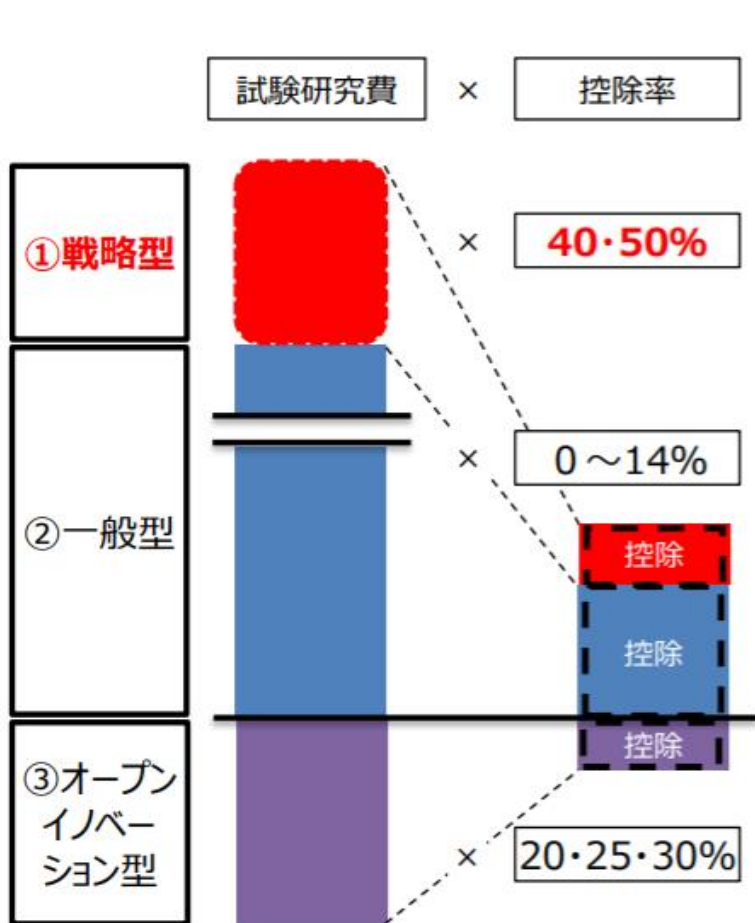
- (1) 継続雇用者の給与等支給額の対前年度増加率1%未満（従業員数2,000人超の場合等は2%未満）
- (2) 国内設備投資額が当期償却費総額の30%以下（従業員数2,000人超の場合等は40%以下）

その他詳細は経済産業省の公表をお待ちください。

※本内容は与党大綱の決定を踏まえたものであり、次期通常国会での税制改正関連法が成立した後に制度の適用を開始予定。

研究開発税制の全体像

- 研究開発税制は、試験研究費の一定割合を法人税額から控除できる制度。
- 令和8年度税制改正大綱において、現行の「一般型」と「オープンイノベーション型」に加え、新たに「戦略技術領域型」の創設等を決定。令和8～10年度にかけて順次施行予定。



① 戦略技術領域型、大学拠点等強化類型の創設

- 戦略技術領域型の創設 令和9年度から制度開始
 - 自ら戦略技術領域の研究開発を実施する場合は控除率40%
 - 大学拠点等強化類型を創設。認定拠点との共同研究等を実施する場合は控除率50%
 - 法人税額に対し控除上限10%、3年間の繰越控除制度を創設

② 一般型 令和8、9、10年度で段階的見直し

- 控除率0%～14%の変動式の見直し
- 控除上限25% (20～35%) の変動式の見直し
- 海外委託研究費の見直し ※戦略技術領域型及びオープンイノベーション型についても同様
- 中小企業向けの研究開発税制に3年間の繰越控除制度を創設

③ オープンイノベーション型 令和8年度から見直し

- 経済産業大臣の指定を受けた大学等との共同・委託研究の第三者監査の不要化
- 高度研究人材(博士人材)の定義拡充、公募要件の緩和
- 控除率20～30%、控除上限10%は変更なし

賃上げに取り組む経営者の皆様へ

～政府は、賃上げに取り組む企業・個人事業主を応援します～

賃上げ促進税制を強化！

ご参考

繰越控除措置のイメージ

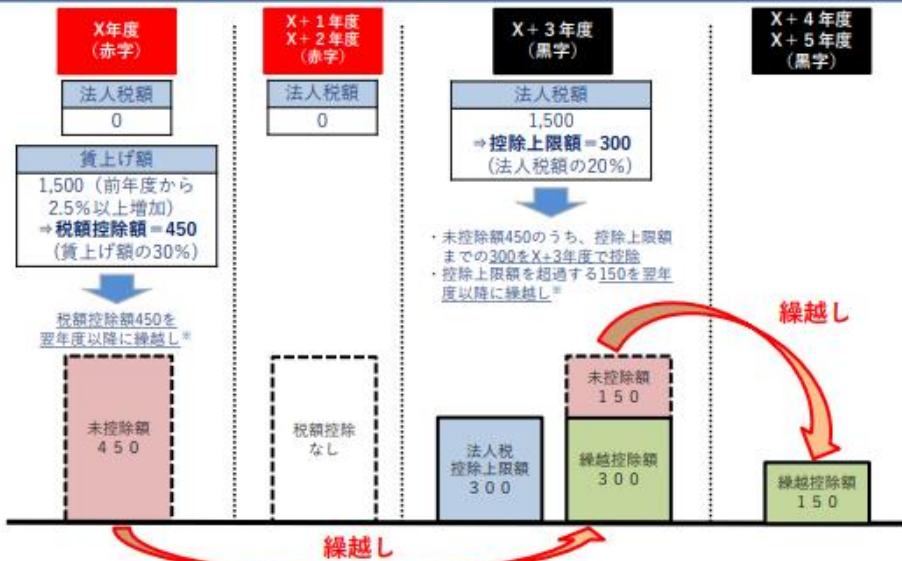
中小企業は、要件を満たす賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能となりました。

【大・中堅企業】全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大35%**を税額控除※1

【中小企業】全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大45%**を税額控除※1

<適用期間：令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度>

(個人事業主は、令和7年から令和9年までの各年が対象)



※未控除額を翌年度以降に繰り越す場合は、未控除額が発生した年度の申告において、「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」を提出する必要があります。

用語の説明

- ・給与等支給額
国内雇用者（法人又は個人事業主の雇用者のうちその法人又は個人事業主の国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者をいいます。パート、アルバイト、日雇い労働者も含みますが、役員等役員を除く役員及び役員の特権関係者、個人事業主と特殊の関係のある者は含まれません。）に対する給与等（俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与（所得税法第28条第1項に規定する給与所得）をいいます。退職金など、給与所得とならないものについては、原則として給与等に該当しません。）の支給額をいいます。ただし、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除します。
- ・継続雇用者の給与等支給額 【大企業向け・中堅企業向け】
継続雇用者（前事業年度及び適用年度の全ての月分の給与等の支給を受けた国内雇用者であって、前事業年度及び適用年度の全ての期間において雇用保険の一般被保険者であり、かつ前事業年度及び適用年度の全てまたは一部の期間において高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となっていない者を指します。）に対する給与等支給額をいいます。
- ・教育訓練費
国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものをいいます。具体的には、法人が教育訓練等を行う場合の費用（外部講師謝金等、外部施設使用料等）、他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用（研修委託費等）、他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用（外部研修参加費等）などをいいます。
- ・子育てとの両立・女性活躍支援
プラチナくるみん認定、くるみん認定、プラチナえるぼし認定、えるぼし認定の取得方法や概要については、厚生労働省HPを御確認ください。
プラチナくるみん認定 → →
くるみん認定 → →
えるぼし認定 → →
はこぼし →
- ・中小企業者等 【中小企業向け】
青色申告書を提出する者のうち、以下に該当するものを指します。
(1) 以下のいずれかに該当する法人
(ただし、前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人は本税制適用の対象外)
① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
ただし、以下の法人は対象外
同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をい）、中小企業投資育成株式会社を指します。）から2分の1以上の出資を受ける法人
② 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
③ 資本金又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
(2) 協同組合等（中小企業等協同組合、出資組合である商工組合等）
※協同組合等に含まれる組合は、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会です。

必須要件（賃上げ要件）

継続雇用者の給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1
+ 3%	10%
+ 4%	15%
+ 5%（新設）	20%
+ 7%（新設）	25%

上乗せ要件① 教育訓練費※2

上乗せ要件②（新設） 子育てとの両立・女性活躍支援※3

・適用対象：青色申告書を提出する全企業又は個人事業主※4

中小企業も活用可能！

前年度比+10% ⇒ 税額控除率を5%上乗せ

プラチナくるみん
or
プラチナえるぼし
⇒ 税額控除率を5%上乗せ

・適用対象：青色申告書を提出する従業員数2,000人以下の企業又は個人事業主※5
(その企業及びその企業との間にその企業による支配関係がある企業の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。)

継続雇用者の給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1
+ 3%	10%
+ 4%	25%

前年度比+10% ⇒ 税額控除率を5%上乗せ

プラチナくるみん
or
えるぼし三段階目以上
⇒ 税額控除率を5%上乗せ

中小企業も活用可能！

・適用対象：青色申告書を提出する中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主

全雇用者の給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1
+ 1.5%	15%
+ 2.5%	30%

前年度比+5% ⇒ 税額控除率を10%上乗せ

くるみん以上
or
えるぼし二段階目以上
⇒ 税額控除率を5%上乗せ

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能※6（新設）
中小企業は、要件を満たせば、大・中堅企業向けの制度を活用することが可能

- ※1 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給額の増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。
- ※2 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。
- ※3 プラチナくるみん認定、プラチナくるみんプラス認定及びプラチナえるぼし認定については、適用事業年度終了の日において認定を取得している場合、くるみん認定、くるみんプラス認定及びえるぼし認定（二段階目～三段階目）については、適用事業年度中に認定を取得した場合が対象。ただし、くるみん認定及びくるみんプラス認定については、令和4年4月1日以降の基準を満たしたくるみん認定を取得した場合に限り、適用可能。（詳細については、今後HP（右下QRコード）に掲載予定。）
- ※4 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」若しくは「従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる企業又は従業員数2,000人超の個人は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。それ以外の企業及び個人事業主は不要。
- ※5 資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。
- ※6 未控除額を翌年度以降に繰り越す場合は、未控除額が発生した年度の申告で、「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」の提出が必要。また、繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。



賃上げ促進税制の見直し (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

- 物価高を上回る安定的な賃上げの定着に向け、足元の賃上げ状況等を踏まえつつ、本税制を見直す。
(全企業向け措置は令和7年度末で終了。中堅企業向け措置は賃上げ基準見直し。教育訓練費に係る上乗せ措置は廃止。)

改正概要

改正後

中堅企業 ※1	継続雇用者※3 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※5	両立支援 女性活躍	税額 控除率
	+4%	10%	プラチナくるみ or えるぼし三段階目以上	5% 上乗せ
	+5%	15%		
	+6%	25%		

中小企業 ※2	全雇用者※4 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率
	+1.5%	15%	くるみ or えるぼし二段階目以上	5% 上乗せ
	+2.5%	30%		

改正前

中堅企業 ※1	継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率
	+3%	10%	+10%	5% 上乗せ	プラチナくるみ or えるぼし三段階目以上	5% 上乗せ
	+4%	25%				

中小企業 ※2	全雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率
	+1.5%	15%	+5%	10% 上乗せ	くるみ or えるぼし二段階目以上	5% 上乗せ
	+2.5%	30%				

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能※6。

- ※1 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）が適用可能。
ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。
- ※2 中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。
- ※3 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者（雇用保険の一般被保険者に限る）。
- ※4 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限られない全ての国内雇用者。
- ※5 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。
- ※6 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

新規輸出1万者支援
プログラム始動

事業者のみなさま



円安をチャンスに 輸出を始めませんか？

新たに輸出に乗り出すみなさまを
後押しする支援策をご提案します。



専門家による伴走型支援



輸出向け商品の開発、
ブランディング
・プロモーション



ECサイトを
活用した販路開拓



輸出商社
とのマッチング など

まずはこちらのポータルサイトでご登録ください。

専門家から折り返し連絡して個別に
カウンセリングいたします。

Q ジェトロ



【お問い合わせ先】 ジェトロ本部 受付時間：平日9時～12時/13時～17時（土日、祝祭日・年末年始除く）

電話 03-3582-4937 / 03-3582-4938 / 03-3582-4939

※お時間を選ばない、オンラインによるお問合せ窓口（24時間受付）もポータルサイトからご利用いただけます



初めての輸出で
あれこれ気になる…/
詳しくは裏面で

輸出に関する簡単な質問から、具体的な相談まで
何でもお任せください！



輸出を始めるには
どうする？

・これから海外を考え始める方から、すでに進出されている方まで、海外に関するすべてのご相談をお受けします。
・専門家が現況をカウンセリングさせていただき、あなただけの海外展開の実現に向けた、最適な方法をナビゲートします。



海外消費者向けに
ECを使って商品を
販売してみたい！

・海外ECサイトに日本商品特設サイト「JAPAN MALL」を設け、日本商品の販売を支援します。海外ECサイトの商品買い付けをジェトロがサポートすることで、原則、国内納品・国内買取・円建て決済で取引が完結。複雑な輸出手続が不要であり、海外展開初心者も参入しやすい仕組みです。



輸出先の国の選び方や、
現地の市場は
どうなってるんだろう？

・海外展開が潜在的な段階、あるいは海外展開への意欲はあるが、検討初期の段階の企業を対象として、実現に向けた課題を明確化します。
・具体的には、専門家によるカウンセリングを通じて、ターゲットとして可能性のある国、海外展開の手法、現状の課題、対応策などをお伝えします。



日本にいなから、
海外販路拡大を実現したい！

・国内において、国内輸出会社との個別商談に参加いただけます。
・商品の海外販売、貿易実務などは輸出会社が担うため、実質的に国内取引で完結。また、将来的に輸出を検討している方も、海外ビジネスに精通している会社から、販路開拓先・販販方法等のアドバイスも期待できます。



現地向けに商品を改良・
開発したい！
現地のニーズを把握したい！

・ものづくり補助金（グローバル枠）で、輸出向け新商品の開発にかかる生産設備の導入からブランディング・プロモーションまでの費用を補助上限3,000万円、補助率1/2（小規模事業者の場合は2/3）にて一貫して支援します。



輸出入に関する手続の流れや
法規制について知りたい！

・海外ビジネスを検討する際に、さまざまな段階で発生する実務上の疑問点などの各種ご相談に対し、実務経験豊富なアドバイザーがメール、電話または面談にてお応えします。



詳しくは、1万者支援ポータルサイトをチェック！

Q ジェトロ



年間50万件以上
の相談対応満足度
90%以上中小企業・
小規模事業者のための
経営相談所よろず
支援拠点

どんな相談もワンストップで解決。

回数無制限 無料で相談

あらゆる経営課題へ対応

中小企業・小規模事業者の皆さまが直面し、
変化していく様々な経営課題の相談に応じます。

専門性の高い経営アドバイス

経営、金融、マーケティングなど、
多様な分野の専門家や、企業経営の経験者が
在籍しています。

相談から実行までフォロー

解決策の提案だけでなく、その実行に向けて
継続的にフォローします。課題解決後も、
新たな課題や目標に向けて継続して支援を行います。

他の支援機関との連携による支援

相談内容や経営課題に応じて、
地域の他の支援機関等と連携して支援を行います。

質問・相談・予約は、

お近くの「よろず支援拠点」まで、お気軽にお問い合わせください。

よろず支援拠点を 知る

よろず支援拠点全国本部 HP
<https://yorozu.smrj.go.jp/about/>

お近くの拠点を 調べる

よろず支援拠点一覧
<https://yorozu.smrj.go.jp/base/>今すぐ
相談!人手不足の
皆さまへ
よろず
支援拠点
生産性向上
支援センターこんな悩みを
ひとりで抱えて
いませんか?

- 「残業が減らず、人が定着しない・・・」
- 「本当は見直したいが、手作業が当たり前になっている・・・」
- 「忙しさに追われ、改善に手を付けられない・・・」

生産性向上支援センターは、中小企業等の皆さまに寄り添い、
「今の現場に合った」次の一步を一緒に考えます。ポイント
1 生産性向上の
「プロ」が支援生産性向上に関する知識・経験豊富な「プロ」
が「今の現場に合った」次の一步を一緒に
考えます。ポイント
2 無料・複数回の
現場訪問「相談に行く時間がない」、そんな場合でも、
ご安心ください。サポーターが何度でも、無
料で、現場へ伺います。ポイント
3 補助金活用にも
メリットセンターの支援を受けることで、省力化投
資補助金(一般型)の採択審査において加
点が付られます。(予定)

質問・相談・予約は、

お近くの「よろず支援拠点 生産性向上支援センター」まで、お気軽にお問い合わせください。

お近くの拠点を

調べる

よろず支援拠点一覧 <https://yorozu.smrj.go.jp/base/>センターで働きたい方はこちら
サポーター公募情報
<https://yorozu.smrj.go.jp/recruit/>

※「数取型」の支援は、合計10回程度を想定しています。※省力化投資補助金(一般型)の採択審査における加点措置については、2026年夏以降の公募から実施予定です。

※よろず支援拠点一覧の各都道府県センターの情報は2026年春に更新されます。

※本事業は、令和8年度当初予算案に基づくものであり、本事業の実施は当該予算案の可決・成立が前提となっています。今後の国会審議次第では事業内容等が変更される可能性がありますので、

予めご了承ください。(2026年2月時点)

中小企業経営者の皆様。 利益を上げる、 借入金を返す、 その第一歩を。



中小企業活性化協議会



1
売上げが増大せず、
経営の先行きに
不安を感じている

2
コロナ期の融資を始め、
借入金の返済の
目的が立たず困っている

3
経営状況が悪く
廃業も検討しているが、
廃業の仕方がわからない

このような悩みをお持ちの方

中小企業活性化協議会

の利用をご検討ください

中小企業活性化協議会は
中小企業のあらゆるフェーズを支援する
「**中小企業の駆け込み寺**」です



制度詳細は裏面
をご確認ください!

中小企業活性化協議会 とは



協議会は、国が47都道府県に設置した、**中小企業の活性化を幅広く支援**する「公的機関」です。全国の商工会議所などによって運営されており、金融機関・専門家・各種支援機関と連携しながら、「**収益力改善・事業再生・再チャレンジ**」の**3つのフェーズ**で、**中小企業を支援**しています。

相談いただいた企業の課題や長所などを分析し、経営者とともに今後数年間を見据えた再生計画を策定することで、返済額をキャッシュフローに合わせるリスケジュール・債務減免を受けられた事例もあるので、まずはHPから支援策や支援例をご確認ください!

支援策と支援対象

1
ガバナンスの体制整備支援も!!
収益力改善支援

収益力低下や資金繰りの悪化等が生じ
おそれがある中小企業者が対象です。
収益力改善計画(収益力改善アクション
プラン+簡易な収支・資金繰り計画)の
作成を支援します。
必要に応じ、持続的・安定的な事業継続
や前向き投資の実施に向けた経営の透
明性確保等に向けたガバナンス体制の
整備を支援します。

収益力改善支援ページ

2
**再生支援・
プレ再生支援**

収益性のある事業はあるものの、財務上
の問題がある中小企業者が対象です。
中小企業活性化協議会が、金融機関から
返済猶予や債務減免等の支援を受けな
ければ事業再生が困難という状況にある
中小企業の事業面・財務面での改善を
図る再生支援を実施します。

再生支援・プレ再生支援ページ

3
再チャレンジ支援

事業継続が困難な中小企業、保証債務に
悩む経営者等が対象です。
協議会に所属する弁護士等の専門家が、
ご相談者の現状を分析して、円滑な廃業
や保証債務の整理などについて、説明や
助言を行います。
また、必要に応じて、外部の詳しい弁護士
を紹介します。弁護士にも助言します。

再チャレンジ支援ページ

中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジは、早期の相談が重要です。

「相談で、企業は強くなる」

まずは、最寄りの中小企業活性化協議会まで
お問い合わせください。



詳細な制度概要はこちら

中小企業活性化協議会
(中小企業庁ホームページ)



2026年1月から「下請法」は「取適法」へ!

下請法の改正法が2026年1月1日に施行され、
規制内容の追加や規制対象の拡大がなされるとともに、
法律名も変更されます(新通称:「取適法(とりてきほう)」)

改正事項

法律の題名・用語の変更

下請代金支払遅延等防止法

製造委託等に係る中小受託事業者に対する
代金の支払の遅延等の防止に関する法律

下請代金

製造委託等代金

親事業者

委託事業者

下請事業者

中小受託事業者

適用対象の拡大

●適用基準に「従業員基準」を追加

従来の資本金基準に加え、従業員基準(300人、100人)が追加され、規制及び保護の
対象が拡充されます

●対象取引に「特定運送委託」を追加

適用対象となる取引に、製造等の目的物の引渡しに必要な運送の委託が追加されます

禁止行為の追加

●「協議に応じない一方的な代金決定」を禁止

代金に関する協議に応じないことや、必要な説明を行わないことなど、一方的な代金決
定が禁止されます

●「手形払」等を禁止

手形払が禁止されるとともに、その他の支払手段(電子記録債権等)についても、支払
期日までに代金相当額満額を得ることが困難なものが禁止されます

面的執行の強化

●事業所管省庁に指導・助言権限を付与

事業所管省庁において、指導及び助言ができるようになるほか、報復措置の禁止に係る情
報提供先にも事業所管省庁が追加されます

その他

●製造委託の対象物品に金型以外の型等が追加されます

●書面交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、電子メールなどの
電磁的方法による方法とすることが可能になります



取適法の概要

適用対象取引

①取引の内容と②資本金基準又は従業員基準から定めています

対象取引

= 取引の内容

+

資本金/従業員基準

(いずれかの基準に該当すれば適用対象)

- 「製造委託」「修理委託」「特定運送委託」
- 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理に限る)

委託事業者	資本金3億円超	→	中小受託事業者	資本金3億円以下
	資本金1千万円超3億円以下			資本金1千万円以下
	従業員300人超			従業員300人以下

- 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理を除く)

委託事業者	資本金5千万円超	→	中小受託事業者	資本金5千万円以下
	資本金1千万円超5千万円以下			資本金1千万円以下
	従業員100人超			従業員100人以下

義務・禁止事項

委託事業者には、4つの義務と11の遵守事項が課されています

義務項目	具体的な内容
① 発注内容等を明示する義務	発注に当たって、発注内容(給付の内容、代金の額、支払期日、支払方法)等を書面又は電子メールなどの電磁的方法により明示すること
② 書類等を作成・保存する義務	取引が完了した場合、給付内容、代金の額など、取引に関する記録を書類又は電磁的記録として作成し、2年間保存すること
③ 支払期日定める義務	検査をするかどうかを問わず、発注した物品等を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で支払期日を定めること
④ 遅延利息を支払う義務	支払遅延や減額等を行った場合、遅延した日数や減じた額に応じ、遅延利息(年率14.6%)を支払うこと

禁止項目	具体的な内容
① 受領拒否	中小受託事業者に責任がないのに、発注した物品等の受領を拒否すること
② 支払遅延	支払期日までに代金を支払わないこと(支払手段として手形払等を用いること)
③ 減額	中小受託事業者に責任がないのに、発注時に決定した代金を発注後に減額すること
④ 返品	中小受託事業者に責任がないのに、発注した物品等を受領後に返品すること
⑤ 買いたたき	発注する物品・役務等に通常支払われる対価に比べ著しく低い代金を不当に定めること
⑥ 購入・利用強制	正当な理由がないのに、指定する物品や役務を強制して購入、利用させること
⑦ 報復措置	公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁に違反行為を知らせたことを理由に、中小受託事業者に対して取引数量の削減・取引停止など不利益な取り扱いをすること
⑧ 有償支給原材料等の対価の早期決済	有償支給する原材料等で中小受託事業者が物品の製造等を行っている場合に、代金の支払日より早く原材料等の対価を支払わせること
⑨ 不当な経済上の利益の提供要請	自己のために、中小受託事業者に金銭や役務等を不当に提供させること
⑩ 不当な給付内容の変更、やり直し	中小受託事業者に責任がないのに、発注の取消しや発注内容の変更を行ったり、無償でやり直しや追加作業をさせること
⑪ 協議に応じない一方的な代金決定	中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定すること

取適法の内容や詳細なガイドブックについては、
公正取引委員会のウェブサイトをご確認ください



フリーランスの取引に関する新しい法律 「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が 2024年11月1日に施行されました。

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、
①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と
②フリーランスの方の就業環境の整備
 を図ることを目的としています。

法律の適用対象

発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）	
フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※ 一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」方も含まれる場合がありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。

例：フリーランスとして働くカメラマンの場合



- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」「業務委託事業者」とされていますが、このリーフレットでは伝わりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まれません。具体的には、「週労働20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる者」が「従業員」にあたります。
- 特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「フリーランス」にあたります。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。



義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること <small>「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領/役務提供を受ける日」「給付を受領/役務提供を受ける場所」「（検査を行う場合）検査完了日」「（現金以外の方法で支払う場合）報酬の支払方法に関する必要事項」</small>
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止行為	フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと <ul style="list-style-type: none"> ●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買いたたき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 <ul style="list-style-type: none"> ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと <small>※募集情報を掲載する際には、氏名（名称）・住所・連絡先・業務の内容・業務に従事する場所・報酬（6情報）の記載が必要。</small>
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるような、フリーランスの申し出に応じて必要な配慮をしなければならないこと <small>（例）「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申し出に対し、納期を変更すること ・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申し出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること など</small> <small>※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。</small>
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講ずること <small>①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など</small>
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合、 <ul style="list-style-type: none"> ・原則として30日前までに予告しなければならぬこと ・予告の日から解除日までにフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと

● 発注事業者の義務の具体的な内容は、政令等・告示などで定めております。詳細な法律等の内容や最新の情報については、関係省庁のホームページをご覧ください。

● 項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、項目④～⑦については、厚生労働省（都道府県労働局）までお問合せください。



🔍 巧妙化する技術流出に備えましょう！ 🔍

技術流出は、非合法的な手法によってのみ生じるものではありません。流出の経路は多様化しており、その手法も巧妙化しています。日常的な経済活動のなかに、意図せざる技術流出のリスクが潜んでいることを認識し、取り組める対策から着手していく必要があります。—— 例えば、以下の経路に対する準備は万全ですか？ ——

海外技術移転に伴う流出

⚠️ 海外の製造委託先や業務提携先等から技術流出するケース



品質保持のため
現地で技術指導



指導先が
類似品を販売

海外からの資金調達

⚠️ 海外企業からの融資の見返りに技術提供を求められたケース



業績悪化のため
融資の受入れ



交換条件として
技術提供を迫られる

国内取引先への提供

⚠️ 国内の製造委託先の管理が不十分なために技術流出するケース



コスト削減のため
製造を委託



ずさんな管理で
技術流出

人を通じた流出

⚠️ 従業員等(正社員に限らない)が引き抜かれて技術流出するケース



製造工程を
全て把握



海外企業に転職し
類似製品を開発

共同研究に伴う流出

⚠️ 共同研究先の企業や大学から流出するケース



企業や大学と
共同研究



参画研究者を通じて
技術漏洩

サイバー攻撃

⚠️ サイバー攻撃等により情報流出するケース



企業間ネット
ワークの構築



取引先へのサイバー
攻撃の影響

- 日本の企業・大学が持つ優れた技術は、今日も、誰かに狙われています。
- 技術を守ることは、**将来を守ること**。コストではなく、**未来への投資**です！
- **以下を参考**いただくとともに、経済産業省まで**気軽にご相談**下さい。

◆ 技術流出対策って何をすればいいの？

⇒ 「**技術流出対策ガイドンス**」を活用しましょう！



✓ 海外生産や人材を通じた技術流出への対策をまとめています。

https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic_security/index.html



◆ 他の企業はどうしているの？具体例はないの？

⇒ 「**民間ベストプラクティス集**」を活用しましょう！



✓ 民間企業の先進的な取組事例をまとめています。
✓ 分かりやすい紹介動画も公開中！

https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic_security/best_practice2.0.pdf



◆ ちゃんと対策できているか不安だし、誰かに確認してほしい

⇒ **技術情報管理認証制度 (TICS)** を活用しましょう！



✓ 技術管理体制に関する法律に基づく認証制度です。
✓ 認証は、政府の認定機関が行います。
✓ 体制づくりの支援もセットで行います。
✓ 分かりやすい紹介動画も公開中！

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/technology_management/index.html



【お問合せ先】経済産業省
貿易経済安全保障局 技術調査・流出対策室 E-mail: bzl-keizaianzen-gijutsuchousa@meti.go.jp
近畿経済産業局 通商課 TEL:06-6966-6034 / E-mail: bzl-kinki-tsusho@meti.go.jp
神戸通商事務所 総務課 TEL:078-393-2682 / E-mail: bzl-kobe-tsusho@meti.go.jp